

平成 23 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 23 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 23 年 12 月 20 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎 君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 山田 聡 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 三根 貞彦 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (三根 貞彦 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 原田 尚登 君
教 育 次 長 山口 章 君	税 務 課 長 林田 政佳 君
会 計 課 長 森山 武司 君	

4 書記は次のとおりである

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 湯藤 美絵子 君

5 議事日程は次のとおりである

- 日程第 1 議案第 81 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 5 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 83 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 85 号 平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 請願第 4 号 B 型肝炎・C 型肝炎患者の救済に関する意見書採択の
請願
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 86 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について (その 1)
- 日程第 6 議案第 87 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について (その 2)

追加日程第 1 号 発議第 7 号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書
日程第 7 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
日程第 8 議員派遣の件

開会（午前 9 時 45 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 81 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 2 議案第 83 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

日程第 1 議案第 81 号平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）、日程第 2 議案第 83 号平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）以上 2 案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは委員会審査報告書を報告致します。本委員会に付託された事件は審査の結果次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

1. 付託された事件 議案第 81 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）
2. 審査年月日 平成 23 年 12 月 13 日、20 日
3. 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、13 日、20 日各課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行い、本日委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ 105,689 千円を追加し、総額を 4,772,921 千円とするものである。今回の補正の主なものは、地域づくり推進事業費 7,500 千円、道路舗装補修工事に 8,500 千円、公共下水道事業特別会計繰出金 23,107 千円、公債費の元金繰上償還費 24,510 千円である。主な財源として、地方交付税、県支出金、町債等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、そのぎ茶のブランド商標登録は何処が管理しているのか、茶流通センターでは嬉野茶で販売されている。品質管理の面からも生産者、農協、茶卸業者などの指導を行うべきである。遠距離通学費補助金については教育委員会、学校との連携を徹底すべきである。又空き家活用促進奨励金における移住等奨励金について、5 年未満で転出された時の対応を問う質問に対し、曖昧な答弁があったことは、公金支出の公平公正性を保持する面から、要綱の整備については、慎重を期されたいとの強い意見がありました。

次ぎに議案第 83 号について報告致します。

1. 付託された事件 議案第 83 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)
2. 審査年月日 平成 23 年 12 月 13 日
3. 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、13 日財政管財課長、住民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。すみません、訂正をお願いします。町民福祉課長に訂正をお願いします。町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ 24,000 千円を追加し、総額 846,343 千円とするものである。今回の補正の主なものは、居宅介護サービス給付費 29,780 千円などである。財源として、国庫負担金及び県費負担金等 21,000 千円、一般会計繰入金 3,000 千円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、デイサービスの利用が 4 月～10 月で 878 件から 1,157 件、日数にして 9,929 日から 14,097 日と約 1.5 倍に大幅に増加しているとのことであり、保険料の値上げは避けて通れない現状である。今後、料金改定が実施される時は住民の方へ説明を周知徹底されるよう望むとの意見がありました。以上報告を終わります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。それでは、どうぞ。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから一括して、討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第 81 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 81 号平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次ぎにこれから、議案第 83 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、異議なしと認めます。

従って、議案第 83 号平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第 3 議案第 85 号 平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）**

○議長（森敏則君）

次ぎに、日程第 3 議案第 85 号平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福田産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（福田修君）

それでは委員会審査報告を報告致します。本委員会に付託された事件は審査の結果次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

1. 付託された事件 議案第 85 号 平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
2. 審査年月日 平成 23 年 12 月 13 日
3. 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、水道課長の出席を求め、委員会を開催し審査を行いました。

本案は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 57,181 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 357,719 千円とするものである。歳出の主なものは業務費における排水費 10,070 千円、一般管理費 748 千円の追加、国庫負担金の内示額により、建設費の工事請負費 57,052 千円、委託費 8,026 千円、補償補填及び賠償金 2,099 千円の減額である。歳入は繰入金 23,107 千円の追加と国庫負担金 33,488 千円、下水道建設事業費 46,800 千円の減額である。慎重審査の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程において、今回の減額は東日本の大震災による国庫負担金の減額であり、来年度以降も同様に減額が懸念されることから、今後の下水道計画を見直すべきとの意見がありました。また、クリーンセンターの処理設備については定期的なメンテナンスに努められたいとの意見がありました。以上、報告を終わります。

○議長（森敏則君）

これから、委員長報告に対する質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 85 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、異議なしと認めます。

従って、議案第 85 号平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

**日程第 4 請願第 4 号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の
請願
(委員長報告・質疑・討論・採決)**

○議長（森敏則君）

次に、日程第 4 請願第 4 号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは報告を致します。本委員会に付託された事件は審査の結果次のとおり決定したので会議規則第 93 条の規定により報告します。

1. 付託された事件 請願第 4 号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願
2. 審査年月日 平成 23 年 12 月 13 日
3. 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、13 日町民生活課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は血液製剤の被害患者による救済が主に行われてきたが、C型肝炎については、主に予防注射接種時の針使い回し等による罹患であり、病院のカルテや看護師の証言など立証が簡単ではない。しかし、肝炎対策基本法は肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、適切な肝炎医療を受けることができるよう、経済負担を軽減するために必要な措置を講じるなど肝炎対策に取り組むよう求めている。よって請願者の願意を認め、全委員一致採択すべきものと決定致しました。

尚、審査の過程で、窓口での相談対応については、職員自ら丁寧に説明できるよう知識の取得に努力すべきであるとの意見がありました。以上報告を終わります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、請願第4号を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。お諮りします。この請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

従って、請願第4号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第 5 議案第 86 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について（その1）

日程第 6 議案第 87 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について（その2）

○議長（森敏則君）

次に、日程第5議案第86号東彼杵町教育委員会委員の任命について（その1）、日程第6議案第87号東彼杵町教育委員会委員の任命について（その2）を一括議題とします。

局長に議案をそれぞれ朗読させます。

○議会事務局長（上杉房男君）

議案朗読

○議長（森敏則君）

それでは、本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第86号東彼杵町教育委員会委員の任命でございますが、お願い致す委員さんにつきましては、先程説明がありましたとおり、東彼杵町彼杵宿郷562番地の4、岸川勇男さんでございます。67歳になられます。提案の理由は教育委員欠員補充のため、新たな教育委員として任命したいので、本案を提出するのでございます。この方につきましては特に社会教育や文化に関しましては、これまで本町のレクリエーション活動や、更に国立の病院機構の長崎医療センターで附属の看護学校の院外の講師としても19年間を勤務され、更には本町の文化活動にも格別しておられますので、優れたご意見をお持ちの方です。ですので提案を致します。

次に議案第87号につきましては、東彼杵町千綿宿郷1599番地、松尾文代氏でございますが、71歳になられます。この方につきましては、長崎県内の小学校の教員として36年間勤務されまして、その後は本年3月まで大村市のこども科学館で勤務をされておりました。特に彼杵小学校に在職中から子どもの総合学習の必要性などを訴えられておられて、優れたご意見等をお持ちの方でございますので、是非ご承認いただきます様

宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

これから一括して質疑を行ないます。

6 番議員吉永君。

○6 番(吉永秀俊君)

今、二人の方のご推薦を頂いた訳ですけど、今ちょっとお二人とも 67 歳と 71 歳ですか、ある程度のご高齢でございますので、教育委員の任期とは多分 4 年ではなかったかと思うので、こういったお年を考えると、4 年という事を考えますと、健康面がちょっと気遣われるのですが、ご両人の方の健康面はよろしいのでしょうか。そういう事をちょっとお伺いしたい。

もう一つは、今回教育委員会の中にも学校の統廃合に関する懇話会でも出来まして、今後東彼杵町におきましては、町内小中学校の統廃合という今までないような大きな問題が控えておりますので、私も両名の方余りよく存知ませんので、出来れば町長の方からお二人の教育に対する考え方と言いますか、ご心情と言いますか、そういうのが知っている限りでよろしいので、知っておられれば説明をして頂きたいと思えます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ずは、一点目の健康面につきまして、ご両名、岸川さんが若干病気だと聞いておりましたが、特に今文化活動ともそういう社会教育面も盛んにされておまして本人さんも大丈夫と言う事で確認しております。それから松尾氏につきましては、非常に 71 歳と言いますが非常に活発な方で健康そのものでございまして、まだまだ勇退と言いますがそういう事ではなくて、十分活躍できる方だと確信しております。

それから、それぞれの考え方は本人の考え方はよく分かりませんが、今までの行動や履歴を見ますと先程説明したとおりでございまして、非常に岸川さんにつきましては子ども達のレクリエーション活動を通じて、或いは一般の生涯教育など前向きな考え方で優秀な方だと考えております。それから、松尾さんもさっき言いました。私も特に彼杵小学校の時にいらっしゃると聞いた事があるのですが、やっぱり子どもは外に出て総合学習、目で見て勉強をするのが一番だと言う事で、考え方が確りそこらへんの総合学習を大事にしている方で、特に最近まで大村の子ども科学館に居られまして、そういう面を特に強調してされておりますので、是非ご意見等を頂ける事で、考え方は今申しましたとおり教育方針あたりがあられると思えます。当然今までの 36 年間教員の経験があられますので、それなりの識見、それは本人さんもあられると思えますので期待が出来ると思えます。以上です。

○議長（森敏則君）

引き続き質疑を受けます。

議案番号を告げてから質疑をお願いします。

9 番議員岡田君。

○9 番(岡田伊一郎君)

今回 2 名上程されましたけど、前回の教育委員任命についての時に一緒に 5 名内に何故挙げられなかったのか。それにちょっと理由をお伺い致します。

○議長(森敏則君)

町長。

○町長(渡邊悟君)

先ずは男女共同参加と考えておりますので女性を選びたいとありまして女性の委員さんがなかなか人選できなかったと言う事で男性一人と言う事で挙げた訳であります。

○議長(森敏則君)

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 86 号、議案第 87 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って議案第 86 号、議案第 87 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第 86 号の討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めこれで、議案第 86 号の討論を終わります。

次ぎにこれから、議案第 87 号の討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めこれで、議案第 87 号の討論を終わります。

これから、議案第 86 号の採決をします。この採決は無記名投票で行います。

出入口を閉めます。

只今の出席議員は 11 人です。

次ぎに立会人を指名します。

会議規則第 31 条 1 項の規定によって立会人に 9 番岡田伊一郎君、10 番後城一雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

○議長(森敏則君)

暫時休憩します。

暫時休憩(午前 10 時 10 分)

再開(午前 10 時 11 分)

○議長(森敏則君)

休憩前に戻り会議を続けます。

年の為に申し上げます。本案に賛成の方は、「賛成」。反対の方は、「反対」と記載であります。

書いて頂きました。

それでは、投票洩れはなかったですか。

—△—△—

訂正、投票の用紙の配付漏れはないですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

配付漏れは、なしと認めます。

投票箱を点検します。

それでは、異常なしと言う事で認めてよろしいですか。

異常なしと認めます。

只今から、投票を行ないます。

事務局長に議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（上杉房男君）

それでは、投票をお願いします。

1 番福田修議員。2 番橋村孝彦議員。3 番浪瀬真吾議員。4 番堀進一郎議員。5 番滝川初夫議員。6 番吉永秀俊議員。7 番佐藤隆善議員。8 番樋口庄次郎議員。9 番岡田伊一郎議員。10 番後城一雄議員。11 番本下利之議員。

○議長（森敏則君）

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

それではこれで、投票を終わります。

これから、開票を行ないます。

9 番岡田伊一郎君、10 番後城一雄君、開票の立会いをお願いします。

—△—△—

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成 9 票、反対 2 票、以上のとおり、賛成が多数です。従って議案第 86 号東彼杵町教育委員会委員の任命について（その 1）は同意する事に決定しました。

次ぎにこれから、議案第 87 号を採決します。

この採決も無記名投票で行ないます。

出入口は閉まっておりますので、そのまま続けます。

只今の出席議員は 11 人です。

次ぎに立会人を指名します。

会議規則第 31 条 1 項の規定によって立会人に 11 番本下利之君、1 番後福田修君を指名します。

投票用紙を配ります。

念の為に申し上げます。本案に賛成の方は、「賛成」。反対の方は、「反対」と記載願います。

投票の用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

—△—△—

投票箱を点検します。

投票箱は異常がない事を認めて頂きますか。

異常なしと認めます。

只今から投票を行ないます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（上杉房男君）

それでは、読み上げます。投票をお願いします。

1 番福田修議員。2 番橋村孝彦議員。3 番浪瀬真吾議員。4 番堀進一郎議員。5 番滝川初夫議員。6 番吉永秀俊議員。7 番佐藤隆善議員。8 番樋口庄次郎議員。9 番岡田伊一郎議員。10 番後城一雄議員。11 番本下利之議員。

○議長（森敏則君）

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

これから、開票を行ないます。

11 番本下利之君、1 番後福田修君の開票の立会いをお願いします。

—△—△—

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成 8 票、反対 3 票、以上のとおり、賛成が多数です。従って議案第 87 号東彼杵町教育委員会委員の任命について（その 2）は同意する事に決定しました。

議場を開きます。

ここで議案配付の為、暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 20 分）

再 開（午前 10 時 23 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りします。只今、総務文教厚生常任委員長から発議第 7 号 B 型肝炎・C 型肝炎患者の救済に関する意見書が提出されました。これを日程に追加し日程の順序を変更し直ちに追加日程第 1 とし、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従いまして、発議第7号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第1とし、議題にする事に決定しました。

追加日程第1号 発議第7号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書

○議長（森敏則君）

追加日程第1号発議第7号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書を議題とします。
発議を局長に朗読させます。

○議会事務局長（上杉房男君）

発議朗読

○議長（森敏則君）

それでは、本案について提出者の説明を求めます。
岡田総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、提出の理由を申し述べます。

全てのB型肝炎・C型肝炎患者が何時でも何処でも安心して治療を続けられるよう、肝炎治療と生活を支える公的支援制度の一日も早い確立を求める為であります。

○議長（森敏則君）

これから、提出者に対する質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

7番議員佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

意見書の提出先の明記はしてありませんけど、何処にどういうふうに出すのかというのはどうすればいいのかお伺いします。

○議長（森敏則君）

総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

これは、議長の口述書によりまして、ここに提出先が明記されますので、今口答ではその国会の方に提出になります。別にこの提出先が地方自治法の99条の規定というのは法的に、国に出すよりも自治法で決まっているのです。だからここにいちいち記載しなくても要件は充たすと言う事でございますのでご了承をお願い致します。

○議長（森敏則君）

他に。

他に質疑がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略し

たいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第7号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次ぎにこれから、討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、発議第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第7号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書は原案のとおり可決されました。尚この意見書は衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・法務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・総務大臣に送付することにします。

日程第 7 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

日程第7委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。各常任委員長から所管事務の内、会議規則第74条の規定によってお手元に配りました特定事件（所管事務）調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 8 議員派遣の件

○議長（森敏則君）

次ぎに、日程第8議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案について会議規則第119条の規定によってお手元に配布しました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件は、お手元に配付しました別紙のとおり派遣することに決定しました。尚、只今議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、後日変更等があった場合は、議長に一任する事に決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 4 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

散会（午前 10 時 34 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 24 年 5 月 16 日

議 長 森 敏則

署名議員 橋村 孝彦

署名議員 浪瀬 真吾